



総務省

Ministry of Internal Affairs  
and Communications

MIC

# 地方公営企業会計制度の 見直しについて

平成24年6月

総務省自治財政局公営企業課

# 地方公営企業会計制度の見直しの経緯

## 1 地方公営企業会計制度等研究会の開催

- 開催日程  
平成21年6月8日から平成22年3月19日
- 地方公営企業会計制度等研究会の報告書  
平成21年12月提言

## 2 資本制度の見直し

- 第1次一括法による地方公営企業法の一部改正  
成立：平成23年4月28日 公布：平成23年5月2日 施行：平成24年4月1日
- 関係政省令の改正  
政令閣議決定：平成23年8月26日 公布：平成23年8月30日 施行：平成24年4月1日

## 3 会計基準の見直し

- 地方公共団体に対する説明会の開催  
開催日：平成23年10月13日（見直し案を提示）
- 関係政省令の改正、告示の制定  
政令閣議決定：平成24年1月24日 公布：平成24年1月27日 施行：平成24年2月1日  
適用：平成26年度予算及び決算から適用（早期適用も可能）

# 地方公営企業会計制度等の見直しの背景

## 1 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、相互の比較分析を容易にするためにも企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

## 2 地方独法の会計制度の導入及び地方公営企業会計改革の推進

- 地方独法化を選択する地方公営企業も増えており、同種事業の団体間比較のためにも、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独法会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公営企業の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

## 3 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告（平成20年12月8日）及び第3次勧告（平成21年10月7日）において、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」及び「地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大」が掲げられた。地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

## 4 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」（平成20年12月5日）において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担区分の考え方の明確化等、所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

## 見直しに当たった際の基本的考え方

### 1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。
- 地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

### 2 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

- 地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独法会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公営企業会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

### 3 地域主権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。
- 地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

# 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

## I 資本制度の見直し

改正済  
(H24.4.1～)

## II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済  
(H26予決算～)  
入付

### ○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
  - 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
  - 3 引当金
  - 4 繰延資産
  - 5 たな卸資産の価額
  - 6 減損会計
  - 7 リース取引に係る会計基準
  - 8 セグメント情報の開示
  - 9 キャッシュ・フロー計算書
  - 10 勘定科目等の見直し
  - 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)
- 会計変更に伴う経過措置等

## III 財務規定等の適用範囲の拡大等

- 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

## IV その他の検討事項

- 地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例
- その他(2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大 等)

今後対応

# Ⅰ. 資本制度の見直し

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直すこととし、以下のとおり地方公営企業法を一部改正。

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)』による地方公営企業法の一部改正の概要

成 立:平成23年4月28日(公布:平成23年5月2日)

施行日:平成24年4月1日

- ①法定積立金(減債積立金、利益積立金)の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

## ○地方公営企業法第32条及び第32条の2(資本制度の改正関係)

|    | ① 利益の処分                                           | ② 資本剰余金の処分                                                      | ③ 資本金の額の減少 |
|----|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------|
| 現行 | ①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立<br>②残額は議会の議決により処分可 | ①原則不可<br>②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可<br>③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可 | 不可         |
| 改正 | 条例又は議決により可                                        | 条例又は議決により可                                                      | 議決により可     |

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備(削除)。

## II. 地方公営企業会計基準の見直し

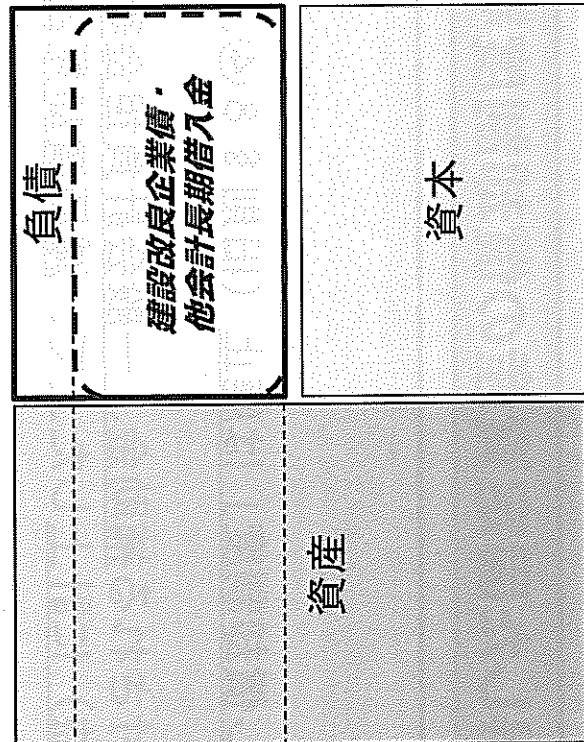
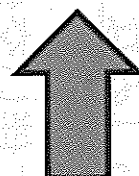
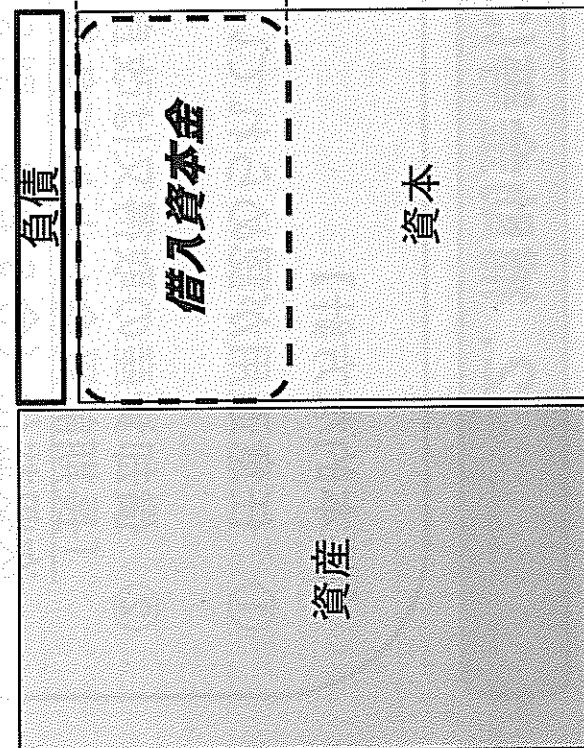
### 1. 借入資本金

#### 【基本的な方針】

- ① 借入資本金を負債に計上(令 § 15②)。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類(則 § 7③)。
- ② 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分(則 § 7②③)。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」(則 § 39 II)。

改正前のB/S

改正後のB/S



※ ワンイヤール  
に基づき固定負債・  
流動負債を区分

## 2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

### 【基本的な方針】

- ① 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止（旧則 § 8④、§ 9③）。
- ② 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（令 § 26、則 § 21）。
- ③ 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、総合償却を行う等簡便な処理方法により移行処理できることとする。  
なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いによることができることとする（改正省令附則 § 6⑦⑧）。
- ④ 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとする。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができることとする（則 § 21③）。

# 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（現行のみなし償却制度）

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定（帳簿原価50億円とみなす。）。 ※耐用年数10年、定額法により償却した場合

## 損益計算書（購入時）

（計上なし）

## 貸借対照表（購入時）

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| ●資産       | ●資本                 |
| 資産A 100億円 | 借入資本金 50億円<br>(企業債) |
|           | 資本剰余金 50億円          |

## 損益計算書（X+6年度）

(費用)  
減価償却費 5億円

## 貸借対照表（X+6年度）

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| ●資産      | ●資本                      |
| 資産A 70億円 | (減価償却累計額 △30億円)          |
|          | (借入資本金償還 △30億円)<br>(企業債) |
|          | 借入資本金 20億円<br>(企業債)      |
|          | 資本剰余金 50億円               |

※除却時に資産Aに相当する額  
50億円を一時に償却できる。

## のみなし償却制度のデメリット

- ①貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
- ②のみなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

# 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（新たな会計処理方式）

## 改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（改良の場合も同様）。

X年度期末に補助金（長期前受金）50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。  
※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

### 損益計算書（購入時）

（計上なし）

### 貸借対照表（購入時）

●資産

●負債

|           |  |            |
|-----------|--|------------|
| 資産A 100億円 |  | 企業債 50億円   |
|           |  | 長期前受金 50億円 |

### 損益計算書（X+6年度）

（費用）

減価償却費 10億円

（収益）

長期前受金戻入 5億円

### 貸借対照表（X+6年度）

●資産

●負債

|                                                             |  |                                                                          |  |
|-------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------|--|
| <div> <div>（減価償却累計額 △60億円）</div> <div>資産A 40億円</div> </div> |  | <div> <div>（企業債償還 △30億円）</div> <div>企業債 20億円</div> </div>                |  |
|                                                             |  | <div> <div>（長期前受金償却 △30億円）<br/>※収益に振替</div> <div>長期前受金 20億円</div> </div> |  |

減価償却対象 100億

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

### 3. 引当金

#### 【基本的な方針】

- ① 退職給付引当金の計上を義務化(則 § 22)。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)での対応を可とする。なお、その内容は、「注記」(改正省令附則 § 5①)。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする(例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

#### 引当てを義務付ける意義

「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」場合には、その額を負債又は資産に計上するとともに、毎事業年度所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる。

## 4. その他会計基準の見直し

- ① 繰延資産  
事業法で個別に認められているものを除き、新たな繰延資産への計上は不可。
- ② たな卸資産の価額  
時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、低価法を義務付け。
- ③ 減損会計
- ④ リース取引に係る会計基準
- ⑤ セグメント情報の開示
- ⑥ キャッシュ・フロー計算書
- ⑦ 勘定科目等の見直し
- ⑧ 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

導入

## 5. 経過措置等

### 1 施行期日等

○ 施行期日：平成24年2月1日

(平成26年度予算及び決算からの適用とし、それ以前からの適用も可能)

○ 財政措置：会計基準改正に伴い必要となるシステム改修費について所要の財政措置を行う。  
(平成23年度から)

・ 経常収支に不足を生じている企業又は累積欠損金を保有している企業について、会計システムの改修に要する標準的な経費の1/2(ただし、経常収支の不足額又は累積欠損金のいずれが多い額を限度とする。)について一般会計から繰出す(一般会計繰出額の1/2を特別交付税措置)。

・ 会計システム改修費から一般会計繰出額を除いた部分の経費(公営企業会計負担分)については、公営企業債の対象とする(当該公営企業債の元利償還金に対する地方交付税措置は講じない。)

### 2 健全化判断比率等に関する措置

○ 会計の見直しが財政健全化法の指標に影響することから、今回の見直しが指標に影響することがないよう、必要な調整を行う。(地方債の協議制等の取扱いについても同様。)

# ポイント 1

## 財務諸表への影響

|   | 見直し項目               | 増 加                              | 減 少                      |
|---|---------------------|----------------------------------|--------------------------|
| ① | 借入資本金を資本から負債に計上     | 固定負債、流動負債                        | 資本金(借入資本金の廃止)            |
| ② | みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上 | 繰延収益(長期前受金)                      | 固定資産、資本剰余金               |
| ③ | 引当金を計上              | 固定負債、流動負債(負債性引当金<退手・修繕等>)        | 固定資産、流動資産(評価性引当金<貸倒引当金>) |
| ④ | 繰延勘定を廃止(一部を繰延資産に計上) |                                  | 繰延勘定(廃止)                 |
| ⑤ | たな卸資産の価額に低価法を義務づけ   |                                  | 流動資産(帳簿価額>時価の場合)         |
| ⑥ | 減損会計を導入             |                                  | 固定資産(減損した場合)             |
| ⑦ | リース会計を導入            | 固定資産(リース資産)、<br>固定負債、流動負債(リース債務) |                          |

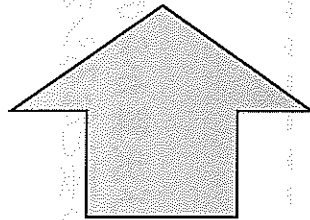
【見直し前のBS】

|      |       |
|------|-------|
| 固定資産 | 固定負債  |
|      | 流動負債  |
|      | 資本金   |
| 流動資産 | 資本剰余金 |
| 繰延勘定 | 利益剰余金 |

【見直し後のBS】

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 固定資産<br>②↓③↓⑥↓⑦↑ | 固定負債<br>①↑③↑⑦↑ |
|                  | 流動負債<br>①↑③↑⑦↑ |
|                  | 繰延収益 ②         |
| 流動資産 ③↓⑤↓        | 資本金 ①↓         |
|                  | 資本剰余金 ②↓       |
|                  | 利益剰余金 ⑤↓⑥↓     |

みなし償却資産の  
既償却相当分を減額等



繰延勘定廃止 ④  
(現在計上しているものは  
償却終了まで計上可能)

## ポイント 2

## 健全化指標等への影響

### (1) 資金不足比率

- 1 財政健全化法 「資金不足比率」20%以上 → 経営健全化計画の策定義務 等
- 2 地方財政法 「資金不足比率」10%以上 → 企業債の発行が協議制から「許可制」へ

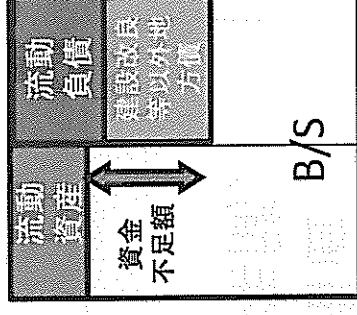
#### 資金不足比率

$$= \text{資金不足額} \div \text{事業規模}$$

↓

(流動負債 + 建設改良等以外に充てた地方債現在高 - 流動資産)

— 解消可能資金不足額 (※ 解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ)



### (2) 新しい会計基準による影響

| 項目の変動                          |        | 資金不足比率 |
|--------------------------------|--------|--------|
| A 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(建設改良)    | 流動負債 増 | 上昇     |
| B 翌年度償還の企業債・他会計からの借入金(準建設改良)   | 流動負債 増 |        |
| C 負債性引当金のうち、通常1年以内に使用される見込みのもの | 流動負債 増 |        |
| D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流動資産が減耗するもの | 流動資産 減 |        |
| E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務          | 流動負債 増 |        |
| F たな卸資産の低価法義務付け                | 流動資産 減 |        |

(3) 資金不足比率に影響を与える項目についての算入の要否

A 翌年度償還の企業債・他会計からの  
借入金(建設改良)  
B 翌年度償還の企業債・他会計からの  
借入金(準建設改良)

算入対象からの除外措置

C 負債性引当金のうち、通常1年以内に  
使用される見込みのもの(修繕引当金、賞  
与引当金等)  
D 評価性引当金(貸倒引当金)のうち、流  
動資産が減耗するもの  
E 翌年度支払いのファイナンス・リース債務

算入猶予の経過措置  
(3年間)

F たな卸資産の低価法義務付け

算入(特段の措置を講じない)

(参考)

「引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見込みのものは流動負債に属するものとする。」

「引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常一年をこえて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。」

企業会計原則第三の四(二)

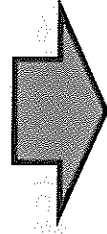
「引当金については、1年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。」

財務諸表等規則ガイドライン52-1-6

### Ⅲ．財務規定等の適用範囲の拡大等

#### 【基本的な方針】

- ① ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業（地方財政法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用することが望ましい。
- ② 地方公共団体は、財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべき。また、財務規定等の適用にとどまらず、地方公営企業法の全部適用についても併せて検討すべき。
- ③ 更に、地方公営企業法を適用しない事業であっても、公共事業をはじめ、投資規模の大きいものの、債権・債務を適切に管理していく必要のあるもの、長期にわたり収支を考慮する必要があるもの等については、積極的に新たな地方公営企業会計基準の活用を検討し、費用対効果等を適切に検証していくべき。また、第三セクター等の経営分析においても同様に活用されることが期待される。



財務規定等の適用範囲の拡大については、引き続き更なる検討を進める。

# 財務規定等の適用範囲の拡大等(公営企業の範囲)

地財法第5条第1号に規定する公営企業

(例) ・産業廃棄物処理施設整備事業(非適用)  
・ケーブルテレビ事業(非適用) 等

地財法第6条に規定する公営企業(特設設置義務)

地公企法第2条に規定する公営企業

・交通(船舶)  
・簡易水道  
・港湾整備  
・市場  
・と畜場  
・観光施設  
・宅地造成  
・公共下水道

当然適用事業

・水道  
・工業用水道  
・交通(軌道)  
・交通(自動車)  
・電気  
・ガス  
・病院

(例)  
・交通(船舶)  
・簡易水道

任意適用事業

・公共下水道  
・駐車場整備等  
・その他  
(有線放送等)

決算状況調査の対象としているもの

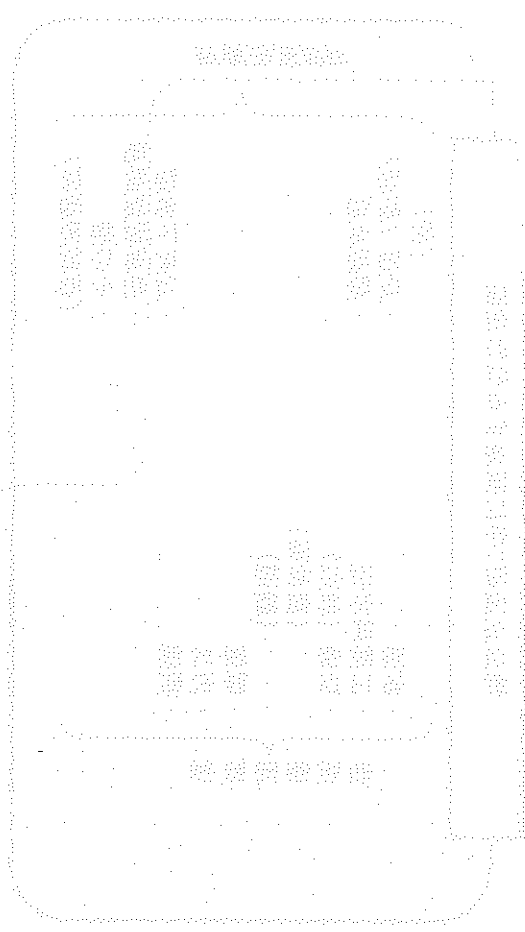
・介護サービス  
・有料道路  
・駐車場整備

# （昭和十一年）大分県国庫没収品目録

昭和十一年四月一日現在

大分県国庫没収品目録

大分県国庫没収品目録



大分県国庫没収品目録

大分県国庫没収品目録

大分県国庫没収品目録

## 1. 新会計基準に基づく予算・決算・財務諸表の作成

(1)平成26年度の予算編成時期を念頭に準備

(2)会計規程・企業管理規程等の見直し

⇒ 各地方公営企業、各地方団体において判断を要するものが多い

① 退職給付引当金の算定方法

② 計上すべき引当金とその算定方法

③ たな卸資産の評価基準、減損会計の適用方法、リース会計の取扱い

④ セグメントの区分方法

⑤ 一般会計との負担ルールの明確化 など

(3)移行処理に向けた作業の実施(償却資産と補助金等との対応関係の把握、リース契約の確認など)

(4)会計システムの改修

※ 経常収支不足の企業等における会計システム改修経費は、1/2を上限に一般会計からの繰出し  
(その1/2を特別交付税措置)

(5)新会計基準の実施体制の整備(職員の育成・研修、会計部門と関係部門の連携など)

## 2. 財務諸表の変化への対応

資産の減少・負債の増加・資本の減少に伴い財務諸表の変化 ～ 見かけ上、財務状況が悪化

(1)影響の試算・把握

(2)財務諸表への影響に関し住民・議会・金融機関等の正しい理解を得るための説明

(3)経営のあり方の見直し(事業再構築、更新投資、債権管理体制、利用料金、抜本的経営体制の見直しなど)

## 地方団体の対応に関する留意事項(2)

### 3. 健全化指標等への影響への対応

流動資産の減少・流動負債の増加に伴い資金不足が悪化

⇒ 国において算入対象からの除外措置、算入猶予の経過措置(3年間)により健全化指標等への影響を最大限抑制

(1) 影響の試算・把握

(2) 経過措置の終了等を踏まえた経営努力

### 4. 資本制度の見直しへの対応

利益・資本剰余金の処分、資本金の減少について地方団体の経営の自由度が拡大

(1) 当該地方公営企業の事業規模、今後のあり方を踏まえた適切な資本政策の検討

⇒ 公共サービスを持続的に提供する経営基盤の確保への配慮

(2) 適正な手続き ⇒ 条例制定や議会の議決が必要

### 5. 財務規定等の適用範囲の拡大の検討

地方団体でも、自主的かつ積極的な取組みが望まれる

※ 下水道や簡易水道の法適化には特別交付税措置

地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案) 資料2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に関する説明書(予定貸借対照表・予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例  
・予定BS... 予定貸借対照表・予定PL... 予定損益計算書  
・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書  
※『関係法令』の列における凡例  
・令... 改正後地方公営企業法施行令  
・旧令... 改正前地方公営企業法施行令  
・旧則... 改正前地方公営企業法施行規則  
・指針... 「地方公営企業が会計を整理するに当たりるべき指針」

| 対応事項          |                                | 平成24年度                                                                                                                                             |              |   | 平成25年度 |   |   | 平成26年度 |   |   |
|---------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---|--------|---|---|--------|---|---|
| チェック欄         | 項目                             | 内容                                                                                                                                                 | 関係法令         | 前 | 後      | 前 | 後 | 前      | 後 | 前 |
| 0. 財務諸表の影響の把握 |                                |                                                                                                                                                    |              |   |        |   |   |        |   |   |
| 0-1           | 移行時の作業量の把握及び移行作業スケジュールの策定      | 平成26年度の予算編成を見据えた移行作業スケジュールを策定する。移行作業全体の作業量を把握するため、平成24年3月6日付け事務連絡発出時に配付した試算ファイルを活用してほしい。                                                           | -            | ↑ |        |   |   |        |   |   |
| 0-2           | 財務諸表・健全化指標等への影響の把握             | 会計基準の見直しに係る財務諸表・健全化指標等への影響を把握する。影響試算にあたっては、平成24年3月6日付け事務連絡発出時に配付した試算ファイルを活用してほしい。                                                                  | -            | ↑ |        |   |   |        |   |   |
| 0-3           | 財務諸表・健全化指標等への影響の周知             | 会計基準の見直しに係る影響について、企業内部で共有すると共に、順次、必要に応じて関係者に説明する。                                                                                                  | -            |   | ↑      |   |   |        |   |   |
| 0-4           | 財務諸表・健全化指標等への影響を踏まえた経営のあり方の見直し | 会計基準の見直しに係る影響が、その一部を除き、平成30年度以降の資金不足比率に影響を与えることに鑑み、必要に応じて将来を見据えた経営のあり方の見直し(事業再構築、更新投資、債権管理体制、利用料金、抜本的経営体制の見直し等)を行う。                                | -            |   |        |   | ↑ |        |   |   |
| 0-5           | シミュレーションの実施                    | 移行時の作業に備えるため、平成25年度予算編成において、新基準による場合のシミュレーションを行うべく、平成25年度予算編成に望ましい。(新基準に基づく平成25年度の予定BS・PL・CFの作成については、平成26年度予算上程時に比較対象として議会等に求められる場合に備える意味でも有用である。) | -            |   |        | ↑ |   |        |   |   |
| 1. 借入資本金制度の廃止 |                                |                                                                                                                                                    |              |   |        |   |   |        |   |   |
| 1-1           | 借入資本金の負債への区分                   | これまで借入資本金として整理してきた建設改良費の財源に充てるために起こした企業債及び他会計借入金を負債に区分する。この際、企業債と他会計借入金とは区分して経理する。                                                                 | 則 § 7 II、III |   |        |   | ↑ |        |   |   |
| 1-2           | 一般会計等負担額の調整                    | 一般会計等の負担額を注記するため、負担額及びその考案方について、財政担当部局と整理する。平成25年度予算編成過程で来年度を見据えた調整をしておくことが望ましい。                                                                   | -            |   |        |   |   |        | ↑ |   |

平成26年度 経 理 処 理 開 始

平成26年度 予 算 編 成

地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に關する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多岐にわたることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例  
・予定BS... 予定貸借対照表・予定PL... 予定損益計算書  
・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書  
※『関係法令』の列における凡例  
・令... 改正後地方公営企業法施行令  
・旧則... 改正前地方公営企業法施行令  
・指針... 「地方公営企業が会計を整理するに当たり要するべき指針」

| 対 応 事 項       |                                                        | 平成24年度                                                                                                                                                                                   |                           | 平成25年度       |     | 平成26年度 |     |
|---------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------|-----|--------|-----|
| チェック欄         | 項 目                                                    | 内 容                                                                                                                                                                                      | 関 係 法 令                   | 前 半          | 後 半 | 前 半    | 後 半 |
| 1-3           | <input type="checkbox"/> 企業債の性質による区分                   | 建設改良費及び準建設改良費の財源に充てるために起こした企業債とその他の企業債とで区分する。他会計借入金についても同様に区分する。                                                                                                                         | 則 § 7 II、III              |              |     |        |     |
| 1-4           | <input type="checkbox"/> 1年内返済分の流動負債への区分               | 借入資本金を負債に振り替えた後の企業債と他会計借入金を、償還期限が事業年度の末日の翌日から起算して1年以内のもの(流動負債)と1年超のもの(固定負債)に区分する。                                                                                                        | 則 § 7 II、III              |              |     |        |     |
| 2. みなし償却制度の廃止 |                                                        |                                                                                                                                                                                          |                           |              |     |        |     |
| 2-1           | <input type="checkbox"/> 償却資産と補助金等との対応関係把握のためのスケジュール作成 | サンプルとなる償却資産を選び出し、当該資産について補助金等との対応関係を把握することにより、全体の作業量を把握し、スケジュールを作成する。                                                                                                                    | -                         |              |     |        |     |
| 2-2           | <input type="checkbox"/> 償却資産と補助金等との対応関係の把握            | 償却資産と補助金等との対応関係を整理する。個別の償却資産と補助金等との対応関係を把握できない場合、国庫補助事業等の単位ごとに取得資産をグルーピングし総合償却を行う方法や、補助金を充てずに取得したことが明らかでない資産を除いた全体の資産を対象とした按分等の方法を用いて補助金等の額を整理することができ、按分等の方法が採れない場合は、他の合理的な算出方法を検討・決定する。 | 令附則 § 6 VII、VIII 指針第13章第3 |              |     |        |     |
| 2-3           | <input type="checkbox"/> 困難な事情の説明責任                    | 他の合理的な算出方法により整理することがお困難な事情がある場合には、移行処理を行わず、引き継ぎのみ償却を行うことができる。ただし、この場合、「按分等の方法又は他の合理的な方法によってもなお困難な事情がある」ということを関係者に合理的に説明する必要があることに注意する必要がある。                                              | 指針第13章第3VI                |              |     |        |     |
| 2-4           | <input type="checkbox"/> 資産情報の管理方法(固定資産台帳等)の見直し        | 移行処理時の償却資産と補助金等との対応関係の整理方法については、繰延収益の償却上必要となるため、移行処理後も見据えた方法を決定し、それに合わせ資産情報の管理方法(固定資産台帳等)を見直す必要がある。資産情報の管理にシステムを導入している場合は、システムの機能追加等の対応を検討する。                                            | -                         |              |     |        |     |
|               |                                                        |                                                                                                                                                                                          |                           | 平成26年度予算編成   |     |        |     |
|               |                                                        |                                                                                                                                                                                          |                           | 平成26年度経理処理開始 |     |        |     |

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に関する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS... 予定貸借対照表・予定PL... 予定損益計算書  
 ・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書  
 ※『関係法令』の列における凡例  
 ・令... 改正後地方公営企業法施行令  
 ・旧令... 改正前地方公営企業法施行令  
 ・則... 改正後地方公営企業法施行規則  
 ・旧則... 改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針... 「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

| 対 応 項              |                                                        | 事 容                                                                                                                                                                                |                | 関 係 法 令 |  | 平成24年度 |     | 平成25年度 |     | 平成26年度 |     |
|--------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------|--|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| チェック欄              | 項 目                                                    | 内 容                                                                                                                                                                                |                |         |  | 前 半    | 後 半 | 前 半    | 後 半 | 前 半    | 後 半 |
| 2-5                | <input type="checkbox"/> みなし償却を行っていた場合の対応              | みなし償却を行っていた場合、旧みなし償却規定を適用していなかった場合の帳簿価額となるよう減額し、当該減額を減価償却累計額として計上する。あわせて、資本剰余金から同額を控除し、残額を長期前受金に振り替える。なお、減額する資本剰余金が不足する場合は、不足額について利益剰余金から減額する。                                     | 則附則 § 6 II、III |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 2-6                | <input type="checkbox"/> みなし償却を行っていないかった場合の対応          | みなし償却を行っていないかった場合、旧みなし償却規定を適用していた場合の帳簿価額との差額に相当する額について、資本剰余金から利益剰余金に振り替える。ただし、資本剰余金が不足する場合は、不足額については振り替えないものとする。                                                                   | 則附則 § 6 IV、V   |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 3. 引当金の義務付け        |                                                        |                                                                                                                                                                                    |                |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 3-1                | <input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】算定方法の決定              | 原則法で算定するか、簡便法で算定するかを決定する。                                                                                                                                                          | -              |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 3-2                | <input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】退職手当組合に加入している場合の情報入手 | 退職手当組合に加入している場合は、退職給付引当額を算出するうえで、①組合加入時から公営企業に支出してきた負担金の累積額 ②既に企業職員に退職手当として支給された額 ③組合における積立金の運用益のうち当該地方公営企業へ案分される額が必要となるため、これらの情報が退職手当組合から入手できるときは組合に確認する。入手できない場合は、合理的な算出方法を検討する。 | 指針第5章第3VI      |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 3-3                | <input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】一般会計等との負担割合を調整       | 一般会計等の担当部局との協議等により、退職手当の負担割合及び考え方を調整する。                                                                                                                                            | 指針第5章第3VII     |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 3-4                | <input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】算定の基礎情報の確認           | 簡便法により算定する場合、全職員が当該事業年度末に自己都合退職した場合の総額を算定するため、必要があれば、退職手当担当部局から情報を得る。                                                                                                              | -              |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 平成26年度 予 算 編 成     |                                                        |                                                                                                                                                                                    |                |         |  |        |     |        |     |        |     |
| 平成26年度 経 理 処 理 開 始 |                                                        |                                                                                                                                                                                    |                |         |  |        |     |        |     |        |     |

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に関する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産・負債の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例

・予定BS... 予定貸借対照表 ・予定PL... 予定損益計算書  
・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例

・令... 改正後地方公営企業法施行令 ・旧令... 改正前地方公営企業法施行令  
・則... 改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則... 改正前地方公営企業法施行規則  
・指針... 「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

| チェック欄 | 対 項 目                                                                 | 事 内 容                                                                                                                                                                                                                                          | 項 関 係 法 令 | 平成24年度 |   |   | 平成25年度     |   |   | 平成26年度       |   |   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------|---|---|------------|---|---|--------------|---|---|
|       |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                |           | 前      | 半 | 後 | 前          | 半 | 後 | 前            | 半 | 後 |
| 3-5   | <input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】<br>発生済みの計上不足額に<br>ついての処理           | 移行処理時点における計上不足額を計上する場合、一括<br>処理するか分割計上するかを決定する。一括処理する場<br>合または5年以内に分割して費用計上する場合は特別損<br>失として計上し、6年以上分割計上する場合は当該地方公<br>営企業職員の退職までの平均残存勤務年数を計算し、そ<br>の範囲内(ただし、最長15年以内)で分割年数を決定す<br>る。                                                             | 指針第13章第2Ⅱ |        |   |   |            |   |   |              |   |   |
| 3-6   | <input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】<br>流動負債への振替の考え<br>方の整理             | 退職給付引当金を固定負債から流動負債に振り替えるか<br>否かについて、財務諸表等規則ガイドライン52-1-6の<br>考え方を参考に、方針を検討する。                                                                                                                                                                   | -         |        |   |   |            |   |   |              |   |   |
| 3-7   | <input type="checkbox"/> 【特別修繕引当金】<br>修繕計画の確認                         | 特別修繕引当金の計上に当たって、中長期の修繕計画等<br>といった計上の根拠を確認し、引当を行うべきかを検討す<br>る。                                                                                                                                                                                  | 指針第5章第4Ⅲ  |        |   |   |            |   |   |              |   |   |
| 3-8   | <input type="checkbox"/> 【修繕引当金】<br>会計基準見直し前に計上<br>した修繕引当金の取扱い<br>の検討 | 会計基準見直し前に計上した修繕引当金について、見直<br>し後に計上する修繕引当金と区分して計上するか否かを<br>決定する。区分せずに同じ修繕引当金として計上する場<br>合、いわゆる特別修繕引当金に相当する額については特<br>別修繕引当金として計上するため、見直し前の修繕引当<br>金の算定方法を確認し、特別修繕引当金に相当する額を<br>控除する。<br>また、見直し前に計上した修繕引当金の引当基準をもと<br>に、流動負債に計上すべき引当額を検討する必要がある。 | -         |        |   |   |            |   |   |              |   |   |
| 3-9   | <input type="checkbox"/> 【賞与引当金】<br>計上方法の確認                           | 賞与引当金については、事業年度末に在籍する職員に対<br>して支給が見込まれる期末・勤労手当のうち、当事業年度<br>の負担に属する支給対象期間相当分を計上するため、期<br>末・勤労手当担当部局から必要な情報入手する。                                                                                                                                 | -         |        |   |   |            |   |   |              |   |   |
| 3-10  | <input type="checkbox"/> 【貸倒引当金】<br>計上方法の決定及び債権<br>管理方法の検討            | 貸倒引当金の計上基準について決定する。あわせて、そ<br>の基準を踏まえた債権管理の方法(滞納期間の管理、債<br>権回収のあり方)を検討する。                                                                                                                                                                       | 指針第4章第6Ⅱ  |        |   |   |            |   |   |              |   |   |
|       |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                |           | 平成24年度 |   |   | 平成25年度     |   |   | 平成26年度       |   |   |
|       |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                |           | 前 半 後  |   |   | 前 半 後      |   |   | 前 半 後        |   |   |
|       |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                |           |        |   |   | 平成26年度予算編成 |   |   | 平成26年度経理処理開始 |   |   |

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成28年度予算に関する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

- ※『対応事項』の列における凡例
- ・予定BS... 予定貸借対照表
  - ・予定PL... 予定損益計算書
  - ・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書
- ※『関係法令』の列における凡例
- ・令... 改正後地方公営企業法施行令
  - ・旧令... 改正前地方公営企業法施行令
  - ・則... 改正後地方公営企業法施行規則
  - ・旧則... 改正前地方公営企業法施行規則
  - ・指針... 「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

| チェック欄 | 対 項                      | 目                        | 内 容                                                                                                                                                                                          | 項 目                  | 平成24年度         |   |   |   | 平成25年度             |   |   |   | 平成26年度 |   |   |   |
|-------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------|---|---|---|--------------------|---|---|---|--------|---|---|---|
|       |                          |                          |                                                                                                                                                                                              |                      | 前              | 半 | 後 | 半 | 前                  | 半 | 後 | 半 | 前      | 半 | 後 | 半 |
| 3-11  | <input type="checkbox"/> | その他の引当金の計上               | 将来の特定の費用又は損失であると認められるものの有無を確認し、以下の要件を満たすものについては、引当金として計上する。<br>・その費用又は損失の発生が当該事業年度以前の事象に起因する。<br>・その費用又は損失の発生の可能性が高い。<br>・その費用又は損失の金額を合理的に見積もることができる。                                        | 則 § 22<br>指針第5章第4    |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
| 4.    |                          | 繰延勘定の廃止                  |                                                                                                                                                                                              |                      |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
| 4-1   | <input type="checkbox"/> | 控除対象外消費税額の処理             | 繰延勘定に計上されている控除対象外消費税額は、移行時に長期前払消費税として固定資産(投資その他の資産)へ振り替えた上で、現行の償却年数で引き続き償却する。                                                                                                                | 則 附則 § 3             |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
| 5.    |                          | 資産の評価                    |                                                                                                                                                                                              |                      |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
| 5-1   | <input type="checkbox"/> | 【たな卸資産】<br>資産の分類         | たな卸資産について、事業用の部品や消耗品等の業務活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品など、価値の重要な受入れのものと、それ以外のものとに分類する。                                                                                                          | 則 § 8Ⅲ 三             |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
| 5-2   | <input type="checkbox"/> | 【たな卸資産】<br>販売目的用土地の時価の把握 | たな卸資産のうち販売を目的として所有する土地のうち、売買契約の申込みの勧誘を行っていないものについての評価も、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第4条第2項各号に掲げる方法により算定することができることとなっていることから、これまでの評価方法(売買契約の申込みの勧誘を行っていたもの)を確認し、今後の評価方法について決定する必要がある。 | 則 § 8Ⅲ 三<br>指針第4章第4Ⅴ |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
| 5-3   | <input type="checkbox"/> | 【有価証券】<br>時価の把握          | 満期保有目的以外の有価証券については、時価評価を行うため、時価を把握することができるか否かを確認する。なお、時価を把握することが困難な場合においては、時価評価を行う必要はない。                                                                                                     | 則 § 8Ⅲ 四             |                |   |   |   |                    |   |   |   |        |   |   |   |
|       |                          |                          |                                                                                                                                                                                              |                      | 平成26年度 予 算 編 成 |   |   |   | 平成26年度 経 理 処 理 開 始 |   |   |   |        |   |   |   |

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に関する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例

・予定BS... 予定貸借対照表 ・予定PL... 予定損益計算書  
・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例

・令... 改正後地方公営企業法施行令 ・旧令... 改正前地方公営企業法施行令  
・則... 改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則... 改正前地方公営企業法施行規則  
・指針... 地方公営企業が会計を整理するに当たりよりべき指針

| 対 項          |                          | 事 項                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 関係法令       |   | 平成24年度 |   | 平成25年度 |   | 平成26年度 |   |
|--------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---|--------|---|--------|---|--------|---|
| チェック欄        | 目 的                      | 内 容                      | 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 前          | 後 | 前      | 後 | 前      | 後 | 前      | 後 |
| 6. 減損会計導入    |                          |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |   |        |   |        |   |        |   |
| 6-1          | <input type="checkbox"/> | 資産のグルーピングの決定             | キャッシュ・フローの生成状況を確認し、減損会計の判定を行う固定資産のグルーピングを行う。ただし、遊休資産は個別資産毎にグルーピングを行う。<br>(事業別のキャッシュ・フロー生成単位の通例：水道、交通、ガス、下水道の各事業…事業全体、工業用水道、電気、病院の各事業…施設毎)                                                                                                                                                                                                                           | —          |   |        |   |        |   |        |   |
| 6-2          | <input type="checkbox"/> | 減損の兆候の把握                 | 固定資産又は固定資産グループに減損の兆候があるかを検討する。<br>(以下の4点のいずれかに当たる場合、減損の兆候ありと判断する。)<br>①固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。<br>②固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。<br>③固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。<br>④固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと。 | 指針第4章第3III |   |        |   |        |   |        |   |
| 6-3          | <input type="checkbox"/> | 将来キャッシュ・フロー見込み算定に当たっての検討 | 減損の兆候ありと判断される場合、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。<br>将来キャッシュ・フローの総額を算定する際には、必要に応じて料金のあり方、一般会計等からの繰入金のあり方等を再検討する。                                                                                                                                                                                               | 指針第4章第3IV  |   |        |   |        |   |        |   |
| 平成26年度予算編成   |                          |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |   |        |   |        |   |        |   |
| 平成26年度経理処理開始 |                          |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |   |        |   |        |   |        |   |

地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例

・予定BS... 予定貸借対照表 ・予定PL... 予定損益計算書

・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例

・令…改正後地方公營企業法施行令  
・旧令…改正前地方公營企業法施行令

則...改正後地方公營企業法施行規則・旧則...改正前地方公營企業法施行規則

・指針…「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

| チェック欄              | 対 項 目 | 必 内 容                  | 事 項                                                                                                                                                                         | 項 目         |     | 平成24年度 |     | 平成25年度        |     | 平成26年度 |
|--------------------|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|--------|-----|---------------|-----|--------|
|                    |       |                        |                                                                                                                                                                             | 前 半         | 後 半 | 前 半    | 後 半 | 前 半           | 後 半 |        |
| 7. リース会計導入         |       |                        |                                                                                                                                                                             |             |     |        |     |               |     |        |
| 7-1                | □     | リース契約の内容確認             | 見直し後の会計基準が適用される事業年度以降においても継続することが契約上予定されているリース契約について、契約条件を確認し、当該リース契約がどのリース取引に分類されるかを判定する。リース取引の分類を判定する上で必要な項目が契約上明らかでない場合は、必要に応じてリース会社に確認を行う。<br>契約更新の機会を利用して確認する方法も考えられる。 | -           |     |        |     |               |     |        |
| 7-2                | □     | ファイナンス・リース取引に該当する場合の処理 | リース取引の区分により、ファイナンス・リース取引に区分されるリース契約については、売買処理を行うために必要となるリース料総額に占める元本・利息相当額を算定し、元本相当額についてリース資産・債務に計上する。上記算定に必要な情報については、必要に応じてリース会社からデータを入力する。                                | -           |     |        |     |               |     |        |
| 7-3                | □     | リース資産の管理方法の整備          | リース取引の区分により、ファイナンス・リース取引と区分された資産については、リース台帳により、その他の有形固定資産と同様に減価償却等の管理が行えるよう、体制・システムを整備する。                                                                                   | -           |     |        |     |               |     |        |
| 8. セグメント情報の開示      |       |                        |                                                                                                                                                                             |             |     |        |     |               |     |        |
| 8-1                | □     | セグメント区分の決定             | セグメント区分を設定するか否かを検討し、セグメントを設定する場合は企業管理規程で定める。                                                                                                                                | 則 § 40 II   |     |        |     |               |     |        |
| 8-2                | □     | セグメントの表示               | セグメントを設定する場合は、報告セグメントの表示方法を検討・決定する。                                                                                                                                         | 則 § 40 I、II |     |        |     |               |     |        |
| 9. キャッシュ・フロー計算書の導入 |       |                        |                                                                                                                                                                             |             |     |        |     |               |     |        |
| 9-1                | □     | 作成方法の決定(直接法・間接法)       | 直接法・間接法のいずれで作成するかを決定する。                                                                                                                                                     | -           |     |        |     |               |     |        |
| 10. 勘定科目等の見直し      |       |                        |                                                                                                                                                                             |             |     |        |     |               |     |        |
| 10-1               | □     | 規程等の整備                 | 見直しが行われた勘定科目等に整合した形で、会計規程、経理処理マニュアル、システム等を修正する。                                                                                                                             | -           |     |        |     |               |     |        |
|                    |       |                        |                                                                                                                                                                             | 平成26年度 予算編成 |     |        |     | 平成26年度 経理処理開始 |     |        |

地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、平成26年度予算に関する説明書(予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等)作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。

※『対応事項』の列における凡例  
・予定BS... 予定貸借対照表  
・予定PL... 予定損益計算書  
・予定CF... 予定キャッシュ・フロー計算書  
※『関係法令』の列における凡例  
・令... 改正後地方公営企業法施行令  
・則... 改正後地方公営企業法施行規則  
・指針... 「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

| 対 応 項 目         |     |                | 事 内 容                                                                                                                                                 |  | 項 関係法令  |   | 平成24年度 |   | 平成25年度 |   | 平成26年度 |   |   |   |
|-----------------|-----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------|---|--------|---|--------|---|--------|---|---|---|
| チェック欄           | 項 目 |                | 内 容                                                                                                                                                   |  | 関係法令    | 前 | 半      | 後 | 前      | 半 | 後      | 前 | 半 | 後 |
| 1 1. 組入資本金制度の廃止 |     |                |                                                                                                                                                       |  |         |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 11-1            | □   | 組入資本金制度の廃止     | 減債積立金を使用して企業債を償還した場合、積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合等において、使用した積立金は、今後未処分利益剰余金となるが、既に施行されている資本制度の見直しへの対応を踏まえ、当該未処分利益剰余金を条例又は議会の議決により、どのように処分していくかの方針を検討する。 |  | 旧令 § 25 |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 1 2. システム改修     |     |                |                                                                                                                                                       |  |         |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 12-1            | □   | システム改修方法の確認    | システムを導入している団体は、システム改修の方法や改修に必要となる期間等について、システム会社等に確認する。                                                                                                |  | —       |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 12-2            | □   | システム導入・改修の予算措置 | 会計基準の見直しに伴い、必要に応じて会計システムの導入・改修及びその予算措置を講じる。<br>なお、システム導入・改修費にかかる企業債の起債や一般会計の繰入れが必要な場合は、関係各署との調整を行う必要がある。                                              |  | —       |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 12-3            | □   | システムの試運転       | 予期せぬトラブルに備えて、システムの試運転を行うことが望ましい。                                                                                                                      |  | —       |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 1 3. 実施体制の整備    |     |                |                                                                                                                                                       |  |         |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 13-1            | □   | 職員の育成・研修       | 円滑な移行に向けて、実施体制の整備を図るため、関係職員の育成・研修を必要に応じて行う。                                                                                                           |  | —       |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 13-2            | □   | 団体内の他の公営企業との連携 | 最終的には同一の議会において議決を受けることになるため、他の公営企業の計上の考え方との整合性が図れるよう、綿密に協議・連絡しておくべきである。                                                                               |  | —       |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 13-3            | □   | 財政担当部局との連携     | 一般会計等との負担の考え方を整理するにあたっては、将来負担比率への整合性等を意識しながら整理する必要があるため、財政担当部局と綿密に協議・連絡しておくべきである。                                                                     |  | —       |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 平成26年度経理処理開始    |     |                |                                                                                                                                                       |  |         |   |        |   |        |   |        |   |   |   |
| 平成26年度予算編成      |     |                |                                                                                                                                                       |  |         |   |        |   |        |   |        |   |   |   |